

## 第13 太陽光発電施設に関する基準

### 1. 太陽光発電施設に関する基準（建築物に設置するものを除く。）

項目		基準	
景観上の措置	位置・配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・山頂や尾根稜線、丘陵地稜線、高台頂部等での設置は避けること。</li> <li>・山林においては、稜線の高さのおおむね3分の1を超えない箇所に設置すること。</li> <li>・自然地形や竹林等を利用し、周辺集落や道路から見えにくい位置に配置すること。</li> <li>・歴史的な町の区域においては、伝統的な地割や敷地形状を壊さないようにするとともに、周囲から見えにくい位置に配置すること。</li> <li>・勾配が30度以下の土地に設置されていること。</li> <li>・太陽光パネルは、敷地境界から1m以上離すこと。</li> </ul>	
	設置面	・森の区域及びさとの区域においては、コンクリート舗装等の人工物の舗装は避け、周辺環境と調和させること。	
	高さ	・高さは、おおむね2m（歴史的な町の区域は、1.5m）以下とすること。	
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光パネルは、低反射性のものであること。</li> <li>・太陽光パネルの傾斜角度は、30度（設置面の土地の角度を含む）以下とすること。</li> </ul>	
	遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業区域の境界部分は、植栽や塀等により景観上有効な遮蔽措置をすること。（道路や住宅地から容易に望見できない場合を除く。）</li> <li>・歴史的な町の区域においては、通りから見えないように生垣や塀で遮蔽すること。遮蔽する生垣や塀は、周囲の町並みと調和するよう間口や高さ、壁面線をそろえ、町並みと調和する意匠とし、木材や漆喰等の伝統的な材料と同等の材料を使用すること。</li> </ul>	
	付帯施設	架台	・架台の色彩は、低彩度 <sup>※1</sup> のものであること。
		保安柵等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さは、2m以下とし、周辺の景観に配慮した高さとする。</li> <li>・フェンスや柵等の色彩は、低明度<sup>※1</sup>かつ低彩度とし、周辺環境と調和したものとする。</li> </ul>
		キュービクル等	・キュービクル等の色彩は、低彩度のものであること。
	緑化	緑地の保全	・樹木の伐採は必要最小限にとどめるものとし、事業区域内に存する森林のおおむね25%以上の面積の森林を保全すること。
		植栽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森の区域においては、眺望景観に配慮し、分節緑化<sup>※2</sup>等により威圧感を軽減するための景観上有効な措置が行われていること。</li> <li>・さとの区域及びまちの区域の道路沿いは、中・低木による植栽帯を設け、周辺環境との調和を図ること。</li> </ul>
法面等の緑化		・造成工事により事業区域内に法面又は擁壁が生ずる場合は、植栽や地被植物等により法面又は擁壁の修景を行うこと。	
防災・安全上の措置	土砂の流出防止等	・斜面地が雨水等により浸食されないよう、種子吹付等により法面を保護すること。	
	排水施設	・事業区域内の雨水等が適切に排出されるよう、丹波篠山市まちづくり条例技術基準を満たす排水施設が設置されていること。	
	連絡先の表示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保安柵等を利用し、管理者名及び緊急時の連絡先等を記載した標識を設置すること。</li> <li>・標識の大きさは、2㎡以下とすること。</li> <li>・標識の色彩は、低彩度のものであること。</li> </ul>	
	安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・架台の基礎は、太陽光パネルの浮き上がり又は転倒等を生じないように、地盤に定着されたものであること。</li> <li>・太陽光パネルは、脱落又は浮き上がりが生じないように、架台に取り付けられたものであること。</li> <li>・太陽光パネルを支持する架台等は、耐久性があり、劣化や腐食等のしにくい材料を使用すること。</li> </ul>	

※1 低明度・低彩度…マンセル色票系の明度4以下・彩度4以下をいう。

※2 分節緑化…敷地内の一部に緑地帯（高木の群植）を設け、太陽光パネルを遮蔽する緑化をいう。

#### ■太陽光発電施設の廃止後の措置

太陽光発電施設の廃止後は、設置者又は管理者の責任において、次に掲げる措置を行うものとし、あらかじめ、その旨を記載した書面を提出すること。

- (1) 太陽光発電施設に係る工作物（以下「工作物」という。）を速やかに撤去すること。
- (2) 工作物の撤去により生じた廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令等に従い、適正な処理を行うこと。
- (3) 事業区域であった土地について、修景（緑化や緑地の保全）、整地その他の景観上又は防災上（土砂の流出防止、排水施設等）の必要な措置を行うこと。

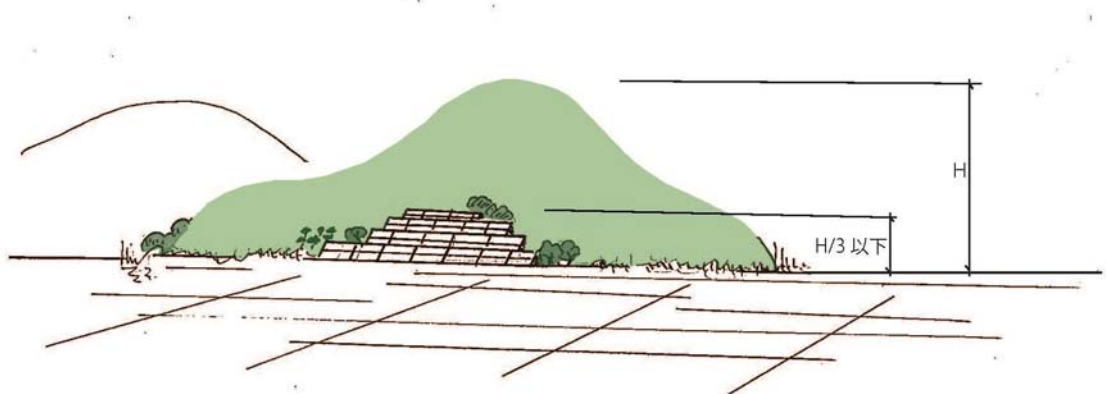
## 2. 営農型太陽光発電施設に関する基準

項目	基準
配置・規模	・周辺集落や道路からの見え方に配慮し、違和感のない配置・規模とすること。
高さ	・太陽光パネルの地上からの高さは、おおむね4 m以下とすること。
形態・意匠	・太陽光パネルは、低反射性のものであること。 ・太陽光パネルの傾斜角度は、15度以下とすること。
架台等	・架台や支柱は、農地の排水施設に支障のない位置とすること。 ・劣化や腐食等の経年変化が起こりにくい材料を使用すること。 ・架台や支柱、キュービクル等の色彩は、低彩度のものであること。

※営農型太陽光発電施設とは

- ・農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電施設を設置する方式です。
- ・農地の一時転用許可を受けて設置するものに限りません。

### 〈 参考図 〉



※ 山麓の設置位置 ⇒ 稜線の高さのおおむね3分の1を超えないこと